

武蔵野市議会基本条例 素案（平成30年7月18日版）

武蔵野市政は、選挙で選ばれた市長と議員で構成する市議会との二元代表制のもと運営されています。市長は独任制の執行機関の長として、市議会は議事機関であり市政の意思決定機関として、それぞれ独立・対等の立場で、互いに尊重し、抑制と均衡を保ちながら市民福祉を向上させる役割と責務を負っています。

武蔵野市議会は、これまでも、市民参加、情報公開や市民との意見交換等を通じ、市政運営の監視及び評価に努めてきました。また、議会改革にも積極的に取り組み、二元代表制の一翼として、武蔵野市のまちづくりを担い、市民の負託に応えてきました。

平成12年（2000年）、いわゆる地方分権一括法の施行により、地方のことは地方が決める市民自治の時代となりました。社会の変化に対応し、市民に分かりやすい市民自治の要としての地方議会が求められており、民主主義の根幹である情報の公開、積極的な市民との対話、論点・争点の明確化、意思決定の過程を明らかにすることや多様な市民意見を反映した政策立案に努めなくてはなりません。

ここに武蔵野市議会は、議会の基本姿勢、議会と議員の活動原則や市長・執行機関や市民との関係を明確化することにより、議事機関としての機能を最大限発揮し、より一層の市民福祉の向上を果たす決意をもってこの条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、二元代表制の下、議事機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会及び議員の活動原則等の基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の負託に的確にこたえ、もって市民福祉の向上と公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

（最高規範・条例の位置づけ）

第2条 議会は、議会に関する他の条例、規則等を解釈し、又は制定し、若しくは改廃する場合においては、この条例との整合を図らなくてはならない。

第2章 議会の原則

（議会の活動原則）

第3条 議会は、議事機関として、次の各号に掲げる原則に基づき、活動を行う。

(1) 公正性、透明性及び信頼性を重視する議会運営を行うものとする。

- (2) 市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするよう努め、議会としての合意形成を目指して自由闊達な議員間討議等により、審議を尽くすものとする。
 - (3) 市民本位の立場から、適正な市政運営が行われているかを監視し、評価し、並びに政策提言を行うものとする。
 - (4) 市政の課題についての調査、研究、及び、政策立案、政策提言能力の向上のため、研修の充実強化に努めるものとする。
- 2 議会は、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行うものとする。
 - 3 議会は、その役割を不断に追求し、議会改革に継続的に取り組むものとする。

※研修について独立した条文が残されている。

(議会の公開)

第4条 議会は、本会議、議会運営委員会、常任委員会、特別委員会、全員協議会、議会広報委員会を原則として公開するものとする。

- 2 議会は、市民が傍聴しやすい環境を整えるよう努めるものとする。

※委員会の資料の扱い、SNSなど課題、運用の一覧を用意したほうがいい

(会派)

第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができるものとする。

- 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動するものとする。
- 3 会派は、議会運営及び政策立案等に関し、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。
- 4 議会は、会派に属さない議員の意見が議会運営に反映できるよう配慮するものとする。

(会派代表者会議)

第6条 議長は、必要があると認めるときは、会派代表者の会議を開催することができるものとする。

- 2 会派の代表者の会議に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

※公開できない場合や周知できないことも踏まえて細目は別途協議する。

(全員協議会)

第7条 議長は、法第100条の12項に基づき、市政の諸問題に関する研究及び協議、並びに意見聴取を行うために全員協議会を設置することができるものとする。

第3章 議員の原則

(議員の活動原則)

第8条 議員は、次の各号に掲げる原則に従い活動するものとする。

- (1) 市政に関する課題及び市民の多様な意見を的確に把握し、積極的に政策提案を行うこと。
- (2) 議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由で闊達な討議を重んじること。
- (3) 自己の資質向上に努め、誠実かつ公正な職務遂行に努めること。
- (4) 議会の構成員として、市民全体の福祉の向上を目指し活動すること。
- (5) 公正性、透明性及び信頼性を重視する議会運営を行うものとする

(議員倫理)

第9条 議員は、市民の代表者としてふさわしい品位を保ち、常に、公正かつ厳正を指針として行動し、及び、発言するよう努めるものとする。

- 2 議員は、その地位を利用して、社会的常識の範囲を逸脱するいかなる金品の授受をしないものとし、又は市が行う業務に関し、特定の事業者に有利な取り計らいをしないものとする。
- 3 議員は、その職務に関し、不正の疑惑を持たれる行為をしないものとする。

第4章 議会と市民との関係

(市民との意見交換)

第10条 議会及び委員会は、市民の多様な意見を把握し、審議へ反映するため、市民との意見交換の場等を設けるものとする。

- 2 市民との意見交換の場に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(請願、陳情における提案者の意見聴取)

第11条 議会は、請願及び陳情を市民からの政策提案等として受け止め、審議等に当たっては請願者及び陳情者の説明機会の確保に努めるものとする。

(公聴会制度及び参考人制度の活用)

第12条 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条の2に規定する学識経験者等による専門的調査の活用並びに同法第115条の2（同法第109条第5項において準用する場合を含む。）に規定する公聴会制度及び参考人制度の活用等によって市民等の意見等を聴き、議会の政策形成、審議に反映させることができるものとする。

- 2 公聴会は、武蔵野市議会会議規則、武蔵野市議会委員会条例に基づき開催するものとする。

第5章 議会・議員と市長等との関係

(市長・職員と議会・議員の関係)

第13条 議会は、二元代表制の下、市長その他の執行機関及びその補助職員（以下「市長等」という。）と緊張関係の保持に努める。

2 議会は、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、最良の意思決定を行う。

3 議会は、市長等の事務執行が適正かつ公正及び効率的に行われているかについて、監視し及び評価するものとし、必要と認める場合には、政策立案及び政策提言を通して市長に適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

4 本会議及び委員会における議員と市長等との質疑応答は、論点及び争点を明確にして行い、発言はすべて簡明にし、議題外に涉り又はその範囲を超えてはならないものとする。

（執行部による情報提供）

第14条 市長等は、議会に政策等を提案するさい、必要な情報を明らかにするよう努めなければならない。

2 市長等は、議会及び委員会から必要な情報提供を求められた場合、その趣旨に沿うよう努めなければならない。

※財政援助支援団体や指定管理事業者など市に関係している情報も含めるのかは今後の課題。

（反問権）

第15条 議長から本会議及び委員会に出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して、論点及び争点を明確にするため反問することができるものとする。

（行政報告）

第16条 議会は、市長等が行う政策や事務事業の進行状況、内容等を議会に行政報告することを市長等へ求めることができるものとする。

2 市長等は、市等が行う政策や事務事業の進行状況、内容等について、議会に行政報告を行うことができるものとする

※条文の整理が必要

（文書質問）

第17条 議員は、定例会本会議において、特段の^{事由?理由?}事業がある場合には、議長の許可を得て、市長等に対して文書による質問ができるものとする。

2 市長等は、議員の文書による質問に対して、速やかに文書により答えるよう^務めるものとする。

※条文案を作成するとしたことから作成した。

※会議録への記載は、市議会会議規則第63条の12 「その他、議長、又は議会において必要と認めた事項」で適用するか、「文書による一般質問」

今後の
課題と
して、
一旦案
は削除

を規則に追加する必要がある。(参考：多摩市議会基本条例)

第6章 議会機能の強化

(議決事件の追加)

第18条 議会は、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、法に定めるものを除き、必要な事項を議決事項として追加することができるものとする。

(議員間討議)

第19条 議会は、議決責任を果たすために、その意思決定に当たっては議員の公平で自由な議論の場を保障しなければならない。

2 議会は、論点及び争点の整理又は合意形成を図るために、委員会を中心に議員間で討議を行うことができる。

(議長及び副議長選挙)

第20条 議長及び副議長の選挙に当たっては、所信表明を行うことができるものとする。

※今は話し合いができていたが、以前は大会派で決めていた。このことを続けてほしいが、条文に書き込むとどうなるか分からない。

立候補制を規定すると細かな規則が必要になるので、今後の課題とする

(広報の充実)

第21条 議会は、多様な方法を用いて、広報広聴活動に努めるものとする

(議会図書室)

第22条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会図書室を適正に管理し、その充実に努めるものとする

2 議会は、議会図書室の活用にあたっては、市立図書館等との連携に努めるものとする

3 その他、運用等については、別に定めるものとする。

(議員研修)

第23条 議会は、議案の審査、当該、地方普通公共団体の事務の調査のために研修を行うことができる。

第7章 大災害への対応

(大災害への対応)

第24条 議会は、大規模災害が発生した非常時においても、機能を維持するものとする。

2 議長は、大規模災害時において、議会と市の役割の違いを踏まえて、必要に応じて、議員による協議、調整等を行うための組織を設置できるものとする。

第8章 議会事務局の体制整備

(議会事務局)

第25条 議会は、議長の統理する事務を遂行するところにより、議会の政策形成及び調査機能、法務機能を高めるため、議会事務局機能の充実に努めるものとする。

※議会事務局設置条例は、基本条例を制定する際に検討する。

第9章 政務活動費

(政務活動費)

第26条 議員は、政策立案等の能力向上を図るため、武蔵野市議会政務活動費の交付に関する条例に定める政務活動費を有効に活用するものとする。

- 2 議員は、政務活動費の使途について、市民から疑義を持たれないよう、使途の透明性を確保しなければならない
- 3 このほか必要な事項は、武蔵野市議会政務活動費の交付に関する条例により定めるものとする。

第10章 定数及び報酬

(議員定数)

第27条 議員定数は、この条例に規定した議会としての機能を果たすのにふさわしいものとするを基本とし、武蔵野市議会議員定数条例で定めるものとする。

- 2 議会は、議員定数の改正に当たっては、参考人制度及び公聴会制度等を十分に活用することにより、市民の意向を把握し、本市の実情にあった定数を検討するものとする。

(議員報酬)

第28条 議員報酬は、武蔵野市議会議員の議員報酬等に関する条例により定めるものとする。

- 2 議会は、議員報酬の改正にあたっては、武蔵野市特別職報酬等審議会の答申等を考慮するものとする。

第11章 見直し手続き

(条例の見直し手続き)

第29条 議会は、この条例の目的が達成されているか否かを、議会運営委員会において、適時、検証するものとする。

- 2 前項の検証の結果、必要と認める場合は、この条例の改正を含め適切な措置を速やかに講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成●年●月1日より施行する。

▼課題 下記は保留となっている

- ① 「その他必要な事項は、武蔵野市議会会議規則において定めるものとする。」
- ② 議会の規則などとの整合性を検討する。
- ③ 「委員会の適切な運営」は保留のままとなっている。以下はむさしの志民会議素案。

(委員会の適切な運営)

第●条 議会は、社会経済情勢の変化等により新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性と特性を考慮し、委員会を適切に活用するものとする。

- 2 委員会の審査に当たっては、積極的に資料等を公開するなど、市民に情報が伝わりやすいよう努めなければならない。

